

# 奈良県公契約条例

～豊かで働きやすく住みよい人に優しい奈良県づくりをめざして～

## 1. はじめに

奈良県は日本のほぼ中央、紀伊半島の真ん中に位置し、四方を大阪府、京都府、和歌山県、三重県に囲まれた内陸県です。3つの世界遺産と有数の国宝・重要文化財、そして豊かな自然環境に恵まれて、「日本人の心のふるさと」というべき歴史的文化的風土が醸成されています。

ユーラシア大陸の東の果てにありながら、1300年前には世界の文物が活発に交流する国際都市「平城京」の存在した地ではありますが、県南部は急峻な山岳地帯を形成し、可住地面積では全国一少なく、また、道路など交通基盤施設の整備の遅れも相俟って、これまで産業経済の分野においてはアドバンテージを確保することができませんでした。

そして、事業所数は全国40位、従業員数は37位と低位に甘んじ、その一方で県外就業率が29.9%と全国一高いことから、結果として一人当たりの県内総生産は全国一低い県となっております。

## 2. 経済の活性化と雇用の確保、そして公契約条例の制定へ

こうした状況にあって、本県が経済的自立を果たし持続的成長を図っていくためには、地域特有の資源の域内好循環、すなわち投資と雇用と消費の活発な循環に根ざした内発的な産業振興が必要との思いから、私は知事就任以来、さまざまな取り組みを行って参りました。

とりわけ、雇用の確保は大きな課題の一つであ

り、働く場所の確保のため企業誘致を積極的に推進してきたところですが、それに加え、労働力の流出を防ぎ、県内に定着させるためには、適正な労働条件の確保など働きやすい環境づくりが必要と考え、県として公契約条例を制定することを政策テーマに据えたところであります。

平成21年5月には「公共サービス基本法」が制定されましたが、こうした状況も踏まえて、平成23年度に庁内関係課による検討チームを設置するとともに、賃金等の実態調査を実施しました。そして、県発注業務に従事する方々の労働条件・労働実態を把握しながら、公契約条例のあり方について、慎重に検討を進めてきたところです。

公契約条例は、千葉県野田市をはじめ市や特別区では先行事例がありましたが、都道府県レベルでは先例がありません。そのため、県条例の制定検討は謂わばゼロからの出発であったことから、特に次のような事項に留意しました。

まず、県の条例として、先行事例にとらわれず公契約の基本原則、一般的ルールを定めること、そして、単なる理念条例に終わらせることなく、実効性ある条例とする具体的な仕組みを定めること、さらに条例制定によって、法令を遵守する中小・零細業者とそこに従事する労働者が排除されないよう配慮することです。

そして、パブリックコメントや関係団体など県民のみならずのさまざまなご意見を伺いながら、条例案をとりまとめ、漸く昨年6月の定例県議会で議決いただいたところです。

奈良県知事 あら い 荒井 しょう ご 正吾



### 3. 本県条例の概要と特徴

公契約には2つの側面があると考えられます。

一つは、行政サービスの担い手としての側面です。公契約では税金を投入して、県民の生活や福祉を直接的に支える財やサービスの調達を行いますが、その品質を確保するためには、契約の相手方の適切な選定や適正な履行といった過程も重要であります。

もう一つの側面は、地域経済を担う経済行為としての側面です。県内土木工事において、県発注分は、出来高ベースでおよそ1/4を占め、これに国・市町村などを加えた公共団体分では約8割を占めています。また、施設管理等のサービス業務の分野でも年々外部委託化が進展しており、公契約の県経済全体に与える影響は極めて大きいものがあります。

こうした観点から、条例の基本理念として、「公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行にあたっては、公契約を適切かつ公正に行われなければならない」と定めたところです。

そして、この基本理念をもとに、県と受注者等の責務や条例の中核となる公契約に関する2つの基本方針を定めました。

その一つは、公契約の受注者の選定にあたって、従事労働者の労働条件の確保はもとより、障がい

者の雇用や働きやすい職場環境づくり、保護観察対象者等の雇用といった社会的な価値の実現・向上への寄与度を評価し、そうした取組みを積極的に行う企業をプラス評価して、公契約の受注者選ばれやすくすること、そして、もう一つは、公契約の履行にあたって、下請負者を含めた受注者等に対し、従事労働者の最低賃金や社会保険の加入など法令の遵守を求め、適正な履行を確保することです。

この基本方針に基づき、施設管理等の業務委託で導入する総合評価方式による入札や建設業者の格付けにおいて、先の社会的な価値を評価項目に採用するとともに、一定の予定価格以上の契約を特定公契約として、受注者等に賃金支払いや社会保険加入の状況を報告する義務を課し、これを報告しなかったり、虚偽の報告や指導に従った是正をしない場合は、行政罰としての過料を科する仕組みを設けたところです。

### 4. おわりに

現在、条例の運用細則の詰めを行うとともに、事業者にも周知徹底し、本年4月からの円滑な施行に向けた準備作業を進めておりますが、こうした取組みが県契約のみならず、県下市町村などにも広く波及し、豊かで働きやすく住みよい、人に優しい奈良県づくりにつながるよう、さらに努力してまいりたいと思います。